

課題解決ツールボックス 実践ガイド

データの公開レベル分類 (オープンデータ公開に向けたワーク) ユーザー向けガイド

2025年3月
つくば市 家中賢作
朝日航洋株式会社 新井千乃

このワークについて

自治体における庁内データの利活用においては、自部署のデータを他部署に共有することが重要とされる一方で、どのデータが庁内で利用可能なのかは不明確な場合が多く、利活用検討の妨げとなることもあるようです。

「データの公開レベル分類*」は、データには公開・非公開だけでなく、庁内での限定公開といった区分もあることを学び、それらも含めた公開レベルを設定する方法を身に付けるためのツールです。

自治体のデータは4種の公開レベル(部署内限定、庁内限定、請求による公開、条件付き/なし公開)に分類できます。ワークでは、この区分にしたがって、実際にデータに対して分類を実施します。

*本ガイドを作成したつくば市では、「データの公開レベル分類」を「データのトリアージ」と呼んでいます。

データを公開する背景

官民データ活用推進基本法

- ・デジタルデータを使おう(第2条)
- ・EBPMを推進(第3条)
- ・市町村官民データ活用推進計画は努力義務(第9条)

データを公開する背景

市町村官民データ活用推進計画策定の手引き

何かしない
といけない

- ・オンライン化原則
- ・オープンデータの推進
- ・マイナンバーカードの普及・活用
- ・デジタルデバイド(情報格差)対策等
- ・システム改革・BPR(業務改善)

オープンデータ基本指針(オープンデータの意義)

- ・公共データの活用による公共サービスの提供や改善
- ・企業による多様な新サービスやビジネスの創出等
- ・EBPMの推進
- ・公共データの公開による国民からの信頼獲得

データを公開する背景

国や一般(世論)からの要求

1.EBPMの推進

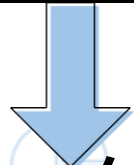
2.データの提供(時代ニーズ)

データを提供する発想が必要になった

オープンデータの提供で実現できる

データの流通

自治体が所有するデータ
一般に公開 する / しない

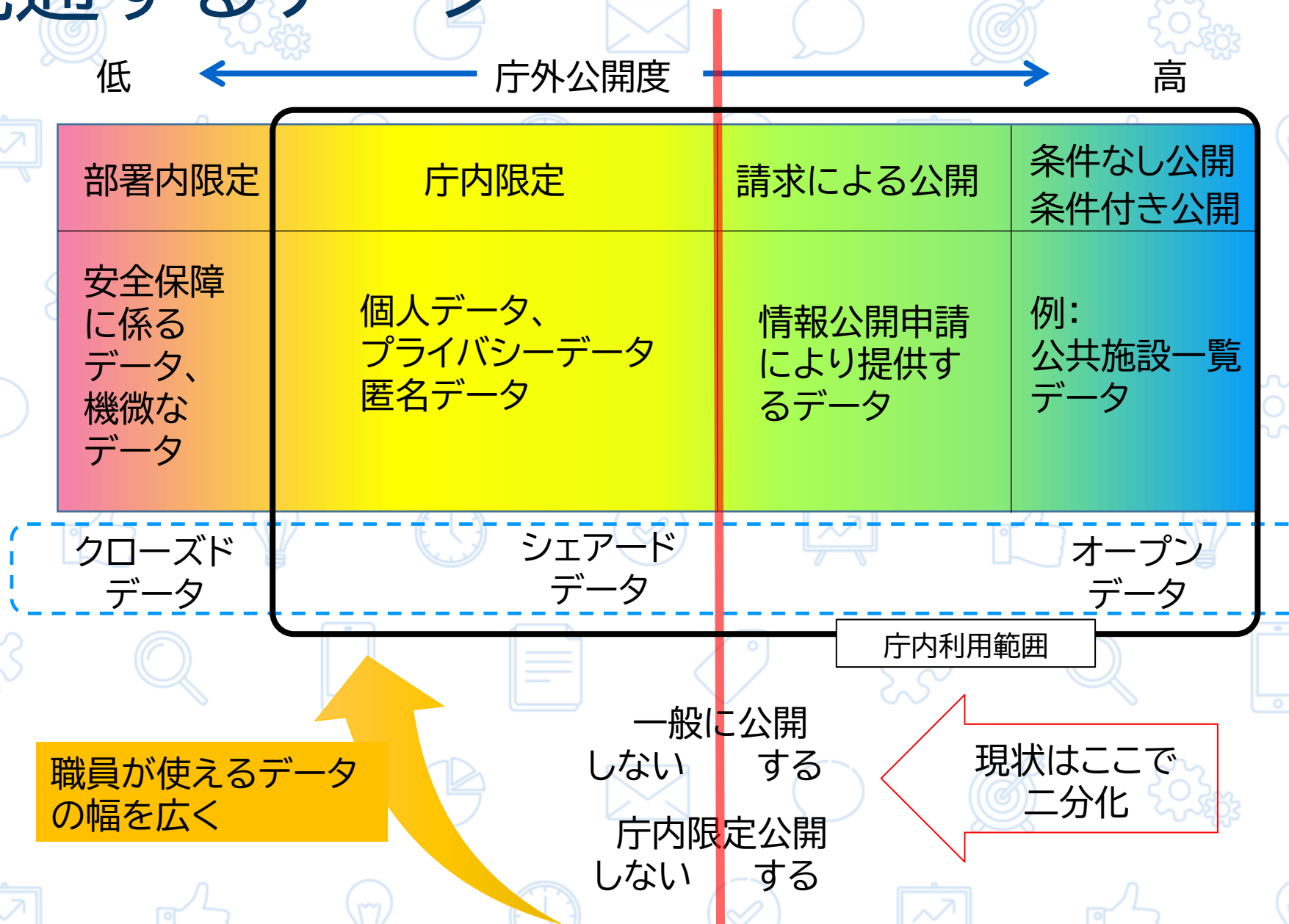


一般に公開しないデータ
= 庁内共有されていないデータ？

→ 一般に公開しないデータには、庁内共有されても良いデータがある

現状では
二分化されている？

庁内流通するデータ



データの利用ルールを意識する

これまで

公開するデータ

これから

オープンデータ

非公開データ

シェアードデータ

- ・請求により開示
- ・庁内限定
- ・部署限定

クローズデータ

いつでも庁内利用

データの公開レベル分類ワーク

グループワーク				
データ名	データ概要	個人ワーク結果・付欄	グループ検討結果	根拠・検討内容
住民基本台帳データ	住民基本台帳法に基づき、氏名、生年月日、性別、住所などが記載されたもの	個人ワーク結果・付欄 性別・年齢・人数 オープン		→ 個人で特定できない項目のみ → 業者委託、学術研究目的 → 給付金、統計、分析 → 多岐にわたる個人・詳細な情報 法務局で誰でもとれる
地番図データ	市内全域の大字、字、地番及び筆界線が記載された図面	法人間で連携し 取扱い可能 市役所・民間企業 共同利用可能		
避難行動要支援者名簿	要支援者リスト(氏名・住所・年齢・緊急連絡先等)			

つくば市のデータスペクトラム

低 ← 一般公開度 → 高			
部署内限定	庁内限定	請求による公開	オープンデータ
安全保障に係るデータ、機微なデータ	個人データ、プライバシーデータ、匿名データ	情報公開申請により提供するデータ	条件なし公開 条件付き公開 例：公共施設一覧データ
クローズドデータ	シェアードデータ		オープンデータ
庁内利用範囲			



クローズドデータ	オープンデータ
1. 部署内限定	4. オープンデータ
シェアードデータ	シェアードデータ
2. 庁内限定	3. 請求により開示

個人ワーク 10分

1. データ名とデータ概要を読み、どの公開レベルに分類されるか検討する。

2. 検討した分類結果(付箋)を付箋欄に貼る。

3. 検討した際のメモ(根拠や基準)を記入する。

1. 部署内限定

2. 庁内限定

3. 請求により開示

4. オープンデータ

2024XXXX 個人ワークシート

所属：

氏名：

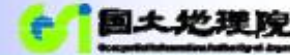
データ名	データ概要	付箋貼付欄	根拠・検討基準
住民基本台帳データ	住民基本台帳法に基づき、氏名、生年月日、性別、住所などが記載されたもの	ワークシートに付箋を貼る ・直感・感覚的な判断もOK ・複数貼ることもOK	
地番図データ	市内全域の大字、字、地番及び筆界線が記載された図面		
避難行動要支援者名簿	要支援者リスト(氏名・住所・年齢・緊急連絡先等)		
〇〇市が保有する航空写真画像データ	市内全域を航空撮影した写真画像		根拠または、検討基準を記入する
農業委員会委員名簿	農業委員会委員の名簿 ・住所 ・氏名 ・地区名		

例えば、、、 (これが正解というわけではありません)

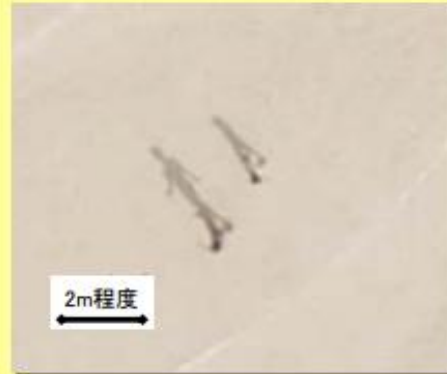
必ず
法律や条例を
確認しましょう

データ名	回答例	根拠・検討基準（解釈例）
避難行動要支援者名簿	庁内限定	要支援者は、センシティブな情報（要配慮個人情報）となる。 庁内利用という点ではより慎重に取り扱う必要があるものとなる。 ただ、 個人情報保護法（第69条）の目的外利用の考え方を整理 すれば、公開の範囲でいうと部署限定というよりも庁内利用にすることは可能だと考えられる。
航空写真画像データ	庁内限定 請求により開示 オープンデータ	つくば市は公開していない。 一般に、課税目的のために取得した航空写真は非公開、庁内情報共有あるいは都市計画図整備等のために取得した写真は庁内共有あるいは解像度を落として公開している。 <航空写真をオープンデータにしている自治体> 室蘭市、練馬区、半田市、長岡市など

利用・提供推進の考え方（空中写真）



＜個人情報該当性＞



現在の技術水準：デジタル航空カメラにより地上画素寸法5cm程度の撮影が可能となり人影程度であれば識別可能

人の顔や自動車ナンバーの判読は依然困難。また、撮影時に記録される情報は、撮影諸元等であり、他の情報と照合した場合でも特定の個人を識別するには至らない。

＜利用・提供の考え方＞

個人情報に該当しない。
利用・提供に際して、
個人情報保護の観点から特段の制約はない。

ただし・・・

空中写真の特性上、
塀で囲まれ公道から見えない場所
などの情報が含まれる

※プライバシーや防犯の観点から
一定の配慮（画像解像度の低減）
が必要となる場合もある。



① 5cm解像度写真



② 20cm解像度写真



③ 40cm解像度写真



④ 1m解像度写真

表2 解像度別の識別結果

解像度	洗濯物	堀・垣根・庭木	消火栓	道路白線	車種	家屋
	線 40cm×5cm	線 数cm×線m	面 40cm×60cm	線 数m×20cm	面 2.5m×4m	面 4m×8m
5cm	△	○	○	○	○	○
10cm	×	△	○	○	○	○
20cm	×	×	△	△	○	○
40cm	×	×	×	×	△	○
1m	×	×	×	×	×	△
2.5m	×	×	×	×	×	×
5m	×	×	×	×	×	×

先端測量技術 No.94

http://archive.sokugikyo.or.jp/pdf/apa93_2007_01/APA9403.pdf

50cm～1mもあればプライベート干渉には至らない？

※2025.2.2現在閲覧不可（順次アップロード予定）

<https://sokugikyo.or.jp/spread/journal-archive/>

例えば、、 (これが正解というわけではありません)

必ず
法律や条例を
確認しましょう

データ名	回答例	根拠・検討基準（解釈例）
農業委員会委員名簿	オープンデータ 請求により開示	➤ 農業委員会は、市町村長が議会の同意を得て任命した「農業委員」で組織され、農業委員は、合議体としての意思決定（農地の権利移動の許可・不許可の決定など）を担当する。 ➤ 農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命される。 ➤ 農業委員は、特別職の地方公務員（非常勤）